

新春恒例 市駅伝競走大会参加者募集

図スポーツ課 ☎70・5656

第36回市駅伝競走大会を、来年1月19日(日)9時スタートで開催します。仲間と一緒に、新春のまちを走ってみませんか。スポーツセンター陸上競技場をスタート・ゴールとし、12月6日以前から市内在住・在勤・在学中で中学生以上の方が対象です。囲同センターにある申し込み用紙に記入し、11月2日～12月8日20時に同センターへ直接。

【第1部(3区間9・8km)】
▼部門 中学生男子・女子、シニア、一般女子▼チーム編成 5人(監督1人・選手3人・補欠1人)▼走路 寺尾交番→寺尾消防北分署→綾瀨小→東名高速→綾瀨高→寺尾小→比留川→長峰代官橋→陸上競技場

【第2部(5区間24・5km)】
▼部門 一般▼チーム編成 8人(監督1人・選手5人・補欠2人)▼走路・距離▽1区 陸上競技場→保健医療センター入口→綾瀨小前→光綾公園前→寺尾交番前→寺尾歩道橋→厚木土木事務所前→陸上競技場、外周6480m▽2・4区 陸上競技場→保健医療セ

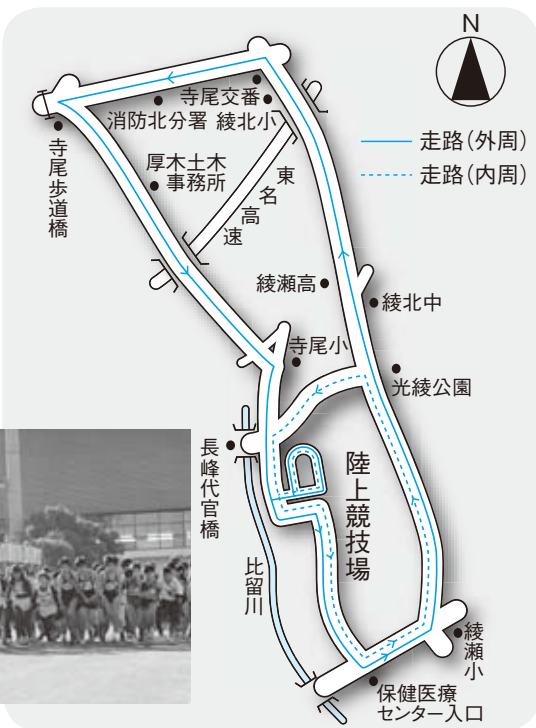
(3区間とも同) 陸上競技場→保健医療センター入口→綾瀨小前→光綾公園前→寺尾交番前→寺尾消防北分署→綾瀨小→東名高速→綾瀨高→寺尾小→比留川→長峰代官橋→陸上競技場

▼走路(外周) 陸上競技場→長峰代官橋前→陸上競技場、内周3090m▽3・5区 1区と同、外周5930m

来年4月からの保育所入所希望を12月2日から受け付け

▼保育所▽綾南保育園(上土棚南)▽大上保育園(大上)▽つばみ保育園(深谷中)▽吉岡保育園(吉岡)▽おとぎ保育園(早川)▽深谷保育園(深谷上)▽さくらチャイルドセンター(寺尾西)▽綾瀨いずみ保育園(上土棚北)▼市外の保育所を希望する場合、保育所の名称、申し込み期限、申し込み要件などを保育所がある市区町村で事前に確認してください▼対象 0歳児(受け入れ可能月齢は施設による)▽未就学の6歳児。定員超過などで待機になる場合あり▼入所基準

次の理由などで家庭での保育が十分にできないこと。①保護者が常に日中働いている②保護者に病気がけが・障がいがある③保護者が長期にわたり病人などを常に介護している④母親が出産前後8週間以内▼母子育て支援課 ☎70・5615)にある申込用紙に記入し、就労証明書などを添付して、25年分源泉徴収票などは後日提出)12月2日～20日に同課へ直接▼その他 現在待機中で来年4月以降も引き続き入所を希望する方も、同様の手続きが必要。



児童扶養手当・特別児童扶養手当額が変わります

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、25年10月分から各手当額が改定されました。

住宅改修費・福祉用具購入費の全額の立て替え払いが不要に

受領委任払制度を導入 介護保険を利用して住宅改修や福祉用具を購入する場合の受領委任払いを始めました。

本人が保険給付分(費用の9割)の受け取りを、施工業者や販売業者に委任することで、一日費用の全額を立て替えることなく、自己負担分(費用の1割)を支払うだけで済むよ

児童扶養手当▽全部支給 4万1140円▽一部支給 9万710円▽4万1300円▽特別児童扶養手当▽1級 5万500円▽2級 3万3330円(いずれも児童1人の場合)

図子育て支援課 ☎70・5664。

受領委任払取扱事業者の登録受け付け

介護保険を利用した住宅改修費や福祉用具購入費の受領委任払いを受け付けを始めました。登録を希望する事業者は、市へ登録の届け出を行ってください。

図高齢介護課 ☎70・5636。

税金は住みよい社会を作る財源です

11月11日～17日は税を考える週間です。税に対する理解を深めることを目的に、全国で税に関する広報などが実施されます。

税金の納付・納付相談 ▼土・日曜日の窓口業務 8時30分～17時、納税相談と市税の納付を受け付けています(年末年始・祝日を除く)▼市税の分割納付相談 納期までに納付できない特別な事情があると認められるときは、分割で納付できる場合があります。

年末調整、確定申告には社会保険料控除証明書が必要

所得税・個人市県民税の社会保険料控除には、日本年金機構本部が11月上旬に送付する、1月～9月に納付した国民年金保険料額と年内の納付見込み額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要。

10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方には、来年2月上旬に同証明書を送付します。家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができず。詳しくは控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・117、PHS・IP電話は ☎03・6700・1130(来年3月14日まで開設、受付時間は月曜日8時30分～19時、火・金曜日8時30分～17時15分、第2土曜日9時30分～16時、月曜日が祝日の場合は火曜日19時まで)。

図厚木年金事務所国民年金課 ☎046・223・9082。

税金の未納が続くと

催告に応じない滞納者には、金融機関・勤務先・取引先などに、法律に基づく財産調査を行い、不動産・預貯金・自動車・給与など除に加えることができず。詳しくは控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・117、PHS・IP電話は ☎03・6700・1130(来年3月14日まで開設、受付時間は月曜日8時30分～19時、火・金曜日8時30分～17時15分、第2土曜日9時30分～16時、月曜日が祝日の場合は火曜日19時まで)。

図厚木年金事務所国民年金課 ☎046・223・9082。

11月は不法投棄撲滅強化月間です

県内の不法投棄は減少傾向にありますが、依然として後を絶ちません。こうした不法投棄を根絶するため、県では「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を推進しています。その一環として毎年11月を「不法投棄撲滅強化月間」に指定し、県民や事業者、市町村が一体となって不法投棄対策を積極的に展開しています。

市でもこの期間中に県と合同でパトロールを行うなど不法投棄を許さないまちづくりを進めますので、市民の皆さんの協力をお願いします。

図環境政策課 ☎70・5620。

eLTAX(エルタックス)による電子申告受け付けを開始

11月25日からエルタックスを利用した地方税の電子申告の受け付けを開始します。申告や届け出を郵送したり窓口に出向いたりせず、パソコンからインターネットを利用して、手続きを行うことができます。

利用できる手続きは個人住民税関係(給与支払報告

交通量調査の実施

11月7日(木)24カ所、11月10日(日)7カ所、両日とも7時～19時、市内主要交差点などの交通量調査を実施します。協力をお願いします。

図都市政策課 ☎70・5625。